

ハピネス川西ケアハウス入居契約書

社会福祉法人 正心会（以下「甲」という）は、入居者（以下乙という）との間において、以下の条項に基づく契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙が心身ともに充実した明るく楽しい日常生活を送ることが出来るように、この施設を利用できること、及びこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、甲は乙に対し、この契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約する。

（管理、運営の実施）

第2条 管理運営は、甲がその責任において実施するものとし、乙は甲の定める運営規程に従うものとする。

（各種サービス）

第3条 甲が乙に対し提供するサービスは、次のとおりとする。

- （1） 食事の提供
- （2） 入浴の準備
- （3） 各種生活相談と助言
- （4） 災害、疾病等緊急時の援助
- （5） 生活援助
- （6） レクリエーション

（食事の提供）

第4条 甲は乙に対し、1日3食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供する。

（入浴の準備）

第5条 甲は常に入浴準備を良好に管理し、入浴は隔日以上、シャワー浴は毎日とし、定められた時間に乙が利用できるよう入浴の準備を行う。

（生活の相談、助言）

第6条 甲は乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

(緊急時の対応)

第7条 甲は乙が急病若しくは災害緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮するものとする。

2. 乙の責めに帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責めを負わないものとする。

(生活援助)

第8条 甲は乙が入居後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス等が導入できるよう、関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

(レクリエーション)

第9条 甲は乙の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに、教養、娯楽等のレクリエーションを提供する。

(利用料等)

第10条 乙は、甲の定める利用料を納入するものとする。

2. 利用料は、生活費、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用、共有部の設備管理諸費用とし、国が定める基準等により甲が定めた額とする。
3. 前項の他、乙の個別の使用に関わる電気、水道、電話等の使用料は乙の負担とする。
4. その他、介護保険サービスや有料福祉サービス及び医療費等の特別なサービスに要する費用はその実費を乙の負担とする。

(利用料の改定)

第11条 甲は国の定める基準に改正もしくは変更が生じた場合、それに基づき利用料を改定することができるものとする。

2. 甲は利用料を改定する場合、国の改定通知をあらかじめ乙に明示するものとする。

(利用料の納入)

第12条 乙は利用料及び使用料の通知を受けたときは、生活費以外の利用料は当月分として、使用料、生活費は前月分として、毎月20日までに甲に支払うものとする。

2. 前項の利用料及び使用料は、原則として甲の指定する銀行の口座振替とする。

(資料の提供)

第13条 乙は、入居時及び毎年利用料認定に要する次の書類を、必ず甲に提出しなければならない。

(1) 収入額の認定に必要な書類

ア. 前年分所得税の確定申告の写し

イ. 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

(2) 必要経費の認定に要する書類

ア. 租税、医療費、社会保険料等の領収書

イ. その他必要経費を証明できる書類

(3) その他甲が指定する書類

(連帯保証人)

第14条 乙は、連帯保証人を定めるものとする。

2. 連帯保証人は、乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の義務を負うとともに、必要なときは、乙の身柄を引き取る責任を負うものとする。

3. 前項の負担は、極度額50万円とする。

4. 連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき及び、連帯保証人が死亡等に変更するときは、その旨を速やかに通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

第15条 乙は、原則として居室の造作、模様替え等をしてはならない。

2. 乙は特殊事情によりやむを得ず居室の造作、模様替えをする場合は、文書による甲の承認を得なければならない。この場合の費用は乙の負担とする。

(居室内の補修)

第16条 乙は居室内の補修、改修をおこなうときは、その費用は乙が負担する。

2. 甲は前項の補修、改修ができる部分の細部については、あらかじめ乙に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第17条 乙は施設及び備品について、乙の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失した時、又は甲に無断でその居室の原状を変更した時は、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は甲が定める代価を支払わなければならない。

2. 乙は、この契約を解除又は終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、費用は乙が負担しなければならない。

(賠償責任)

第18条 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、乙が受けた損害、災難について、甲は一切の責任を負わない。ただし甲の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(長期不在)

第19条 乙がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、乙は甲に対し、あらかじめその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について甲と協議するものとする。

(立ち入り)

第20条 甲は居室の保全、衛生、防犯、防火など、管理上の必要があると認められるときは、乙の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(契約の解除)

第21条 甲は乙が次の各号に該当したときは、30日間の予告期間において、この契約を解除することができる。

- (1) 他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼすと認められたとき
- (2) 利用料の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月分に達したとき
- (3) 不正の手段により入居し、提出書類で虚偽の事項を申告したとき
- (4) 当施設における日常生活が困難と認められるとき
- (5) その他、この契約の条項に違反したとき

2. 乙はこの契約を解除しようとするときは、30日以上 の 予告期間をもって退居届を甲に提出するものとする。

3. 乙が病気で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、甲、乙が協議してこの契約を解除することができる。

4. 甲は乙または連帯保証人ないしご家族、その他関係者が以下のような行為がありカスタマーハラスメントに該当するとみなされる場合、この契約を解除することができる。

(1) 精神的な暴力

- ・ 人格を否定するような言動、侮辱的な言動
- ・ 職員に対する暴言
- ・ 制度や契約内容を超えたサービスの提供を強いる言動

(2) 身体的な暴力

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

(3) セクシャルハラスメント

- ・ 職員の体に不用意に触る
- ・ 性的な話をしたり、図画を見せたりする

(契約の終了)

- 第 2 2 条 この契約は、前条による契約の解除、または乙が死亡したときに終了する。
2. この場合、甲は乙の所有物を善良な管理者の注意をもって保管し、乙の連帯保証人に連絡して一切の処置をさせるものとする。
 3. 乙の連帯保証人は前項の連絡を受けた場合は、30日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。
 4. 明け渡しの期日がすぎても、なお残置された所有物については、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲において自由に処分できるものとする。但し、処分費用は乙が負担しなければならない。

(補 則)

- 第 2 3 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議し、誠意をもって処理する。

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人 正心会が、契約者（入居者）および入居者家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 入居者に円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 入居者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 入居者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) その他サービス提供で必要な場合
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して使用しない。
また、入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

○事業者（甲）

事業者名 社会福祉法人 正心会
住 所 川西市加茂3丁目13番26号
代表者氏名 理事長 生 駒 二 郎 印

○説明者

職 名 _____

氏 名 _____

契約締結にあたり、私（契約者）は事業所の説明者より、契約書および個人情報の使用にかかる同意書並びに別添の「重要事項説明書」に基づき、説明を受け施設の利用開始に同意しました。

○契約者（入居者）（乙）

住 所 _____

氏 名 _____

○署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____

（契約者との関係： ）

○連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____

（契約者との関係： ）

以上のとおり、甲、乙、連帯保証人は記名捺印又は署名のうえ契約し、その証として甲、乙は本書各1通ずつ保有する。

以上